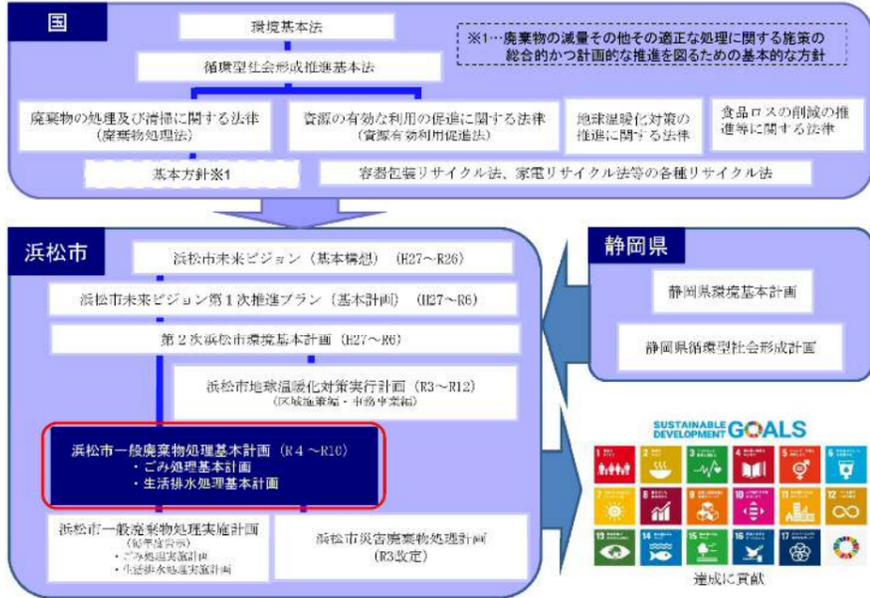


浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編（改定版）』の概要

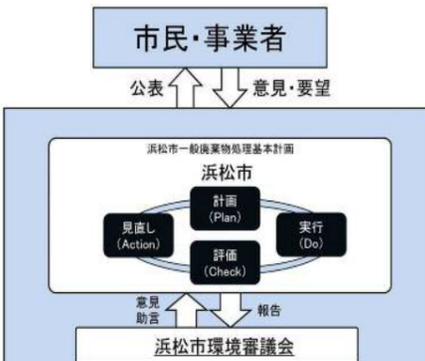
◆ 浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編』とは
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定する本市のごみ処理の方向性を示す計画

◆ 計画の位置付け



◆ 計画の進行管理

計画の進捗はごみ減量推進課が管理し、以下の内容の実施とともに PDCA サイクルによる継続的な改善と推進を図ります。
・ 浜松市環境審議会への報告
・ 市ホームページ等での公表



◆ 計画の期間 令和4年度～令和10年度



◆ 改定のポイント

中間目標年度までの取り組み状況や関連法令・計画の策定・見直しなど社会情勢の変化を反映。

● 基本理念・基本方針の見直し

- 新たに基本理念を「市民・事業者・市の連携により資源を有効に活用する循環型都市を目指す」とし、基本方針を見直すとともに、SDGsの目標と関連付け、目標との関連性を見える化。

● 計画目標の見直し

- 資源物を除いた「ごみ総排出量」、民間の回収資源物を含めた「資源化率」を新たに計画目標値とし、計画目標値に対する具体的な取り組みの目標とする「補助指標」を新設。

一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画編

基本理念

市民・事業者・市の連携により
資源を有効に活用する循環型都市を目指す

基本方針

基本方針1 「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

◆ 本市のごみ排出実態を踏まえ、引き続き、家庭や事業者による3Rの取組みを促すとともに、食品ロスやプラスチックごみ削減等への課題に対応し、ごみの減量・資源化と適正処理を推進します。

- 1 家庭系ごみの減量の推進
- 2 家庭系ごみの資源化の推進
- 3 事業系ごみの減量・資源化の推進
- 4 ごみの適正処理の推進



基本方針2 「市民・事業者・市の協働による取組みの推進」

◆ 市民・事業者・市がごみ処理に関する情報を相互に発信しあうことで、意識変革や環境教育に努めるとともに、ごみの減量・資源化と適正処理について、市民・事業者・市が共に考え、協働で自然環境や生活環境の保全に取り組みます。

- 1 人材育成及び環境教育の推進
- 2 市民との協働の推進
- 3 事業者との協働の推進



基本方針3 「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

◆ 安定的なごみ処理と資源化を行うため、新清掃工場の稼働や新たな清掃工場の建設計画策定を見据え、効率的なごみ処理体制を構築します。また大規模災害発生に備え、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制を構築します。

- 1 安定的な体制整備の推進
- 2 効率的な体制整備の推進
- 3 災害時の体制整備の推進



◆ 計画の目標値

計画目標値	指標説明	令和10年度目標値	補助指標
ごみ総排出量 ※1	「もえるごみ」「もえないごみ」「連絡ごみ」等の総量	193,055 t 以下	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人1日あたりの家庭ごみの排出量 ■ 事業系ごみに含まれる搬入不適物の混入率 ■ 家庭系食品ロス量 ■ 事業系食品ロス量
資源化率 ※2	民間回収分を含めたリサイクル率	30.2% 以上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭系ごみに含まれる資源物の割合 ■ 事業系ごみに含まれる資源物の割合
最終処分量	最終処分場に埋め立てるごみの総量	11,583 t 以下	

※1 「資源物」を除く、本市として最終処分まで行う「ごみ」について目標値とする。

※2 市全体のリサイクル状態を把握するため民間分も含めた目標値とする。

当初計画

基本理念

「ともに歩む3Rとごみ減量の道～go forward(前へ)」

基本方針

【基本方針1】 ごみの減量と資源化を推進します

- 1 生ごみ減量の推進
- 2 紙類減量の促進
- 3 資源物集団回収の活性化及び拠点回収の整備
- 4 ごみ処理有料化の検討
- 5 事業系ごみの減量、資源化、適正処理等の推進

【基本方針2】 意識啓発と環境教育を推進し、住みよいまちづくりに努めます

- 1 ごみ排出ルールの周知徹底
- 2 環境教育の充実
- 3 情報の公開と共有化
- 4 不法投棄防止対策と資源物持ち去り取り締まりの強化

【基本方針3】 安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備を図ります

- 1 ごみ処理施設の新設及び統廃合の推進
- 2 ごみ収集運搬及び処理体制の検討

計画目標

- ◆一人1日あたりのごみ排出量
- ◆リサイクル率
- ◆最終処分量

計画策定後の社会情勢の変化

中間目標年度結果及び課題への対応

改定版

基本理念

市民・事業者・市の連携により資源を有効に活用する循環型都市を目指す

基本方針

【基本方針1】 ごみ減量・資源化と適正処理の推進

- 1 家庭系ごみの減量の推進
- 2 家庭系ごみの資源化の推進
- 3 事業系ごみの減量・資源化の推進
- 4 ごみの適正処理の推進



【基本方針2】 市民・事業者・市の協働による取組みの推進

- 1 人材育成及び環境教育の推進
- 2 市民との協働の推進
- 3 事業者との協働の推進



【基本方針3】 ごみ処理と資源化の体制整備の推進

- 1 安定的な体制整備の推進
- 2 効率的な体制整備の推進
- 3 災害時の体制整備の推進



計画目標

- ◆ごみ総排出量（「もえるごみ」「もえないごみ」「連絡ごみ」等の総量）
 - 【補助指標】 ■一人1日あたりの家庭ごみの排出量
 - 事業系ごみに含まれる搬入不適物の混入率
 - 家庭系食品ロス量
 - 事業系食品ロス量
- ◆資源化率（民間回収分も含めたりサイクル率）
 - 【補助指標】 ■家庭系ごみに含まれる資源物の割合
 - 事業系ごみに含まれる資源物の割合
- ◆最終処分量